



2022年5月13日

各位

会社名 株式会社大真空  
代表者名 代表取締役社長 飯塚 実  
(コード番号 6962 東証プライム市場)  
問合せ先 取締役 常務執行役員  
社長室長 長谷川 晋平  
TEL : (079)426-3211

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、定款の一部変更について決議するとともに、2022年6月29日開催予定の第59回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます）に定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 1. 定款変更の目的

#### (1) 監査等委員会設置会社への移行に伴う変更

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監査機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等、監査等委員会設置会社へ移行のための所要の変更を行うものであります。なお、当該変更は、本定時株主総会終結の時をもって効力を生ずるものといたします。

#### (2) 株主総会資料の電子提供制度導入に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面提供交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③株主総会参考書類等の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条（参考書類等のインターネット開示）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は、期日経過後に削除するものといたします。

#### (3) その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は下記のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 4 条 (機関)</p> <p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p>	<p>第 4 条 (機関)</p> <p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>《削除》</p> <p><u>(2) 監査等委員会</u></p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p>
<p>第 16 条 (決議の方法)</p> <p>株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第 16 条 (決議の方法)</p> <p>株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使する<u>ことができる株主の議決権の過半数</u>をもって行う。</p>
<p><u>第 17 条 (参考書類等のインターネット開示)</u></p> <p><u>当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p>	<p>《削除》</p>
<p>《新設》</p>	<p>第 17 条 <u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2.当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第 18 条 (員数)</p> <p>当社の取締役は、<u>11名以内</u>とする。</p> <p>《新設》</p>	<p>第 18 条 (員数)</p> <p>当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>7名以内</u>とする。</p> <p><u>2.当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>
<p>第 19 条 (選任方法)</p> <p><u>当社の取締役は、株主総会において選任する。</u></p>	<p>第 19 条 (選任方法)</p> <p>取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 20 条 (任期) 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の<u>とき</u>までとする。</p> <p><u>2.補欠または増員として選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</u></p> <p>《新設》</p> <p>《新設》</p>	<p>第 20 条 (任期) 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の<u>時</u>までとする。</p> <p>《削除》</p> <p><u>2.監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3.任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第 21 条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p><u>2.取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>	<p>第 21 条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会は、<u>その決議によって、取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p><u>2.取締役会は、その決議によって、取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長および取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>第 22 条 (取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p><u>2.取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>第 22 条 (取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p><u>2.取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</u></p>
<p>第 23 条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>2.取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第 23 条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>2.取締役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>《新設》</p>	<p><u>第 27 条 (重要な業務執行の決定の委任)</u>  <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p><u>第 27 条 (報酬等)</u>  <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p><u>第 28 条 (報酬等)</u>  <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p><u>第 28 条</u>  《条文省略》</p>	<p><u>第 29 条</u>  《現行どおり》</p>
<p><u>第 5 章 監 査 役 お よ び 監 査 役 会</u></p>	<p>《削除》</p>
<p><u>第 29 条 (員数)</u>  <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p>《削除》</p>
<p><u>第 30 条 (選任方法)</u>  <u>当会社の監査役は、株主総会において選任する。</u>  <u>2.監査役を選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>《削除》</p>
<p><u>第 31 条 (任期)</u>  <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u>  <u>2.任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>《削除》</p>
<p><u>第 32 条 (常勤監査役)</u>  <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。</u></p>	<p>《削除》</p>
<p><u>第 33 条 (監査役会の招集通知)</u>  <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2.監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>《削除》</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 34 条 (監査役会規程)  <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>《削除》</p>
<p>第 35 条 (報酬等)  <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>《削除》</p>
<p>第 36 条 (監査役の責任免除)  <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u>  <u>2.当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>	<p>《削除》</p>
<p>《新設》</p>	<p>第 5 章 監 査 等 委 員 会</p>
<p>《新設》</p>	<p>第 30 条 (監査等委員会の招集通知)  <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2.監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>《新設》</p>	<p>第 31 条 (監査等委員会規程)  <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第 37 条～第 38 条  《条文省略》</p>	<p>第 32 条～第 33 条  《現行どおり》</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 39 条 (剰余金の配当) 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2.前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>第 34 条 (剰余金の配当の基準日) 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2.当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p>
<p>第 40 条～第 43 条 《条文省略》</p>	<p>第 35 条～第 38 条 《現行通り》</p>
<p>《新設》</p>	<p>《附則》</p>
<p>《新設》</p>	<p>第 1 条 (監査役の責任免除に関する経過措置) 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第59回定時株主総会終結前の行為に関する同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>
<p>《新設》</p>	<p>第 2 条 (電子提供措置等に関する経過措置) 変更前定款第17条（参考書類等のインターネット開示）の削除および変更後定款第17条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2.前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条はなお効力を有する。</p> <p>3.本附則第2条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

2022年6月29日（水曜日）

定款変更の効力発生日

2022年6月29日（水曜日）

以上